

TIA 連携プログラム探索推進事業基本要領

制定 平成 28 年 4 月 1 日

最終改正 平成 28 年 12 月 6 日 一部改正

TIA 運営最高会議

1. 目的

オープンイノベーション拠点 TIA は平成 28 年 4 月 1 日から、東京大学を参加機関に加え、名称を TIA-nano(つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点)から TIA に変更し、その活動を大きく拡大することとなった。先進的ナノテクノロジーを基盤としつつも、必ずしもそれだけにこだわることなく、バイオ(ナノバイオ)、ヘルス、ビッグデータ分野などの新領域への展開にも積極的に取り組むこととしている。

このため、TIA 中核 5 機関(産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構、東京大学)による平成 28 年度新規共同事業として、「TIA 連携プログラム探索推進事業」を開始することとした。本事業は、TIA 中核 5 機関の連携による新しい共同研究や共同事業に関する調査研究を推進することにより、その立ち上げを支援することを目的とする。TIA 中核 5 機関の連携基盤を強化しつつ、新規領域の開拓や大型研究資金獲得のための戦略の立案と体制の構築等を行い、「新しい知の創造と産業界への橋渡し」という TIA の設立目的に貢献することを目指すものである。

2. TIA 連携プログラム探索推進事業の内容と実施方法

(1) TIA 連携プログラム探索推進事業の内容

TIA 連携プログラム探索推進事業は、上記の目的を達成するために、TIA 中核 5 機関の連携による共同研究・共同事業に関する調査研究(以下「TIA 連携プログラム調査研究」という。)に対する支援を行う。

(2) TIA 連携プログラム調査研究の募集、審査等

- ① TIA 中核 5 機関は共同して、本基本要領及び各機関が定める TIA 連携プログラム探索推進事業実施要項(以下「実施要項」という。)に基づき、TIA 連携プログラム調査研究の募集を行う。
- ② 各機関においては、各々の TIA 事務局が①の募集に関する事務を行う。
- ③ 各機関が行う第 1 次審査及び TIA 中核 5 機関で共同して行う第 2 次審査を経て、各機関の長が採択課題を決定する。
- ④ 第 1 次審査は、調査研究の対象となる共同研究・共同事業の新規性、インパクト、水準、波及効果等主として共同研究・共同事業の内容そのものに関する科学技

術的評価を行い、適否の判定を行うものとし、審査体制及び審査の具体的な方法は、実施要項において定める。

- ⑤ 第2次審査は、各機関から提出された第1次審査結果を基に、「新しい知の創造と産業界への橋渡し」というTIAの設立目的に照らし、TIAとして取り組むべき課題としてふさわしいか否かという観点からの評価を行うものとし、その審査体制及び審査の方法については別に定める。

なお、TIA運営最高会議において直接提案された課題については第1次審査を省略することができるものとする。

- ⑥ 最終的に決定された採択課題の実施にあたっては、連携する機関は必要に応じて、共同契約を締結し、知的財産権の取り扱い等についてあらかじめ定めておくものとする。
- ⑦ 各機関のTIA事務局は採択課題の実施に関し、それぞれの産学連携部局や知財管理部局と連携し、適切な支援を行うものとする。
- ⑧ 採択課題の代表者は年度末に成果報告書を提出するほか、TIAが主催する成果報告会での発表を行うものとする。

3. 募集するTIA連携プログラム調査研究の内容

- (1) 募集するTIA連携プログラム調査研究は、TIA中核5機関が連携して行う、新しい共同研究・共同事業の提案のための調査研究である。5機関すべてが連携する必要はなく、最低2機関の連携によるものであればよい。5機関以外の研究機関、企業、団体等が加わることも差し支えない。

- (2) TIA中核5機関が有する研究・技術シーズを組み合わせることにより真に革新的な技術シーズの創出、事業化につながるものであること、調査研究の実施によりしっかりした研究戦略の立案と体制の構築が行われるものであることが必要である。

この際、事業化(産業界への橋渡し)を見込み、企業が調査研究に参加するものは優先される。

- (3) ナノテクノロジー分野のみならず、今後のTIAの活動の柱となりうるバイオ(ナノバイオ)、ヘルス、ビッグデータなどナノテクノロジー分野以外の新領域での調査研究も積極的に提案を求める。また、人材育成などの事業も含める。したがってあらかじめ分野・領域を限定することはしないものとする。
- (4) 各機関が提供する資金は1件あたり200万円を目処とする。ただし必要な場合は第2次審査において各機関が提供する額に関し調整することがある。
- (5) 調査研究の内容としては、共同研究・共同事業に関するフィージビリティスタディ(調査のための出張含む)、ワークショップ、研究会の開催、資料の収集などが考えられるが、

サンプル作成、試作など研究の予備的行為に該当する支出も調査研究に必要と認められる限り経費の範囲内で可能とする。

4. TIA 連携プログラム調査研究の組織

調査研究の実施体制は次の通りとする。

(1) 調査研究代表者

調査研究代表者は、連携機関の調査研究活動全体のとりまとめにあたる。

(2) 機関代表者

TIA 中核 5 機関における連携機関の代表者であり、機関内の調査研究の実施に責任を有する。

(3) 調査研究員

調査研究代表者及び機関代表者に協力して調査研究実施を担当する TIA 中核 5 機関の教員、大学院生、研究者等。

5. TIA 連携プログラム調査研究の期間

調査研究の期間は 1 年間とする。

6. 申請方法

申請にあたっては別紙様式の TIA 連携プログラム調査研究課題申請書を使用する。調査研究課題ごとに、それぞれの機関の長あてに、同一の申請書を提出する。

7. 評価

各機関は、実施要項において事業成果の評価の体制及び手続に関し定めるものとする。

8. 申請書の取扱い

採択課題の申請書については、TIA 連携プログラム探索推進事業の説明のため TIA 運営最高会議及び TIA 運営諮問会議にて配付することができるものとする。

附則(一部改正)

1. この要領は、平成 28 年 12 月 6 日から施行する。